

新見市いぶきの里スキー場指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 名 称 新見市いぶきの里スキー場

(2) 所在地 新見市千屋花見1364番地1

(3) 設置目的 市民の健康福祉の増進と地域活性化を図る。

(4) 業 務

ア 新見市いぶきの里スキー場（以下「本施設」という。）の運営に関する業務

イ 本施設並びにこれに附属する施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

※ 詳細は、新見市いぶきの里スキー場指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）を参照すること。

(5) 施設概要

ア 敷地面積 約8.45ヘクタール

イ 施設内訳 別表1のとおり

ウ 利用状況（利用者数等） 別表3のとおり

エ 売上高、管理経費実績 別表3のとおり

2 指定管理者が行う管理の基準

新見市いぶきの里スキー場条例（平成17年新見市条例第177号。以下「施設条例」という。）、新見市いぶきの里スキー場条例施行規則（平成17年新見市規則第151号。以下「施設規則」という。）、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第14号。以下「指定手続条例」という。）、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する規則（平成17年規則第13号以下「指定手続規則」という。）及び業務仕様書に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、施設条例第4条に規定するとおりとし、具体的内容については、業務仕様書を参照すること。

4 指定管理者の指定の期間

令和3年10月1日から令和8年3月31日まで（4年6カ月間）

5 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 市は、指定管理者に対して、施設等の管理運営業務に要する経費に充てるための管理料（以下「指定管理料」という。）を支払わない。ただし、市が必要と認める場合は、指定管理者の指定の期間のうち、次の期間ごとに、予算の範囲内で指定管理料を支払うことができるものとする。

(ア) 第1期は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間

(イ) 第2期から第5期は、令和4年4月1日以降の4月1日から翌年3月31日までごとの期間

イ 指定管理料の額、支払方法及び支払時期は、アの期間ごとに、市と指定管理者が締結する年度協定（下記10参照）、指定管理者の提案内容、期間ごとの管理実績等を踏まえ期間ごとに定めるものとする。

ウ 指定管理料は、施設等の管理運営業務に要する経費以外に充ててはならない。

エ 指定管理料は、原則として精算行為を行わず、指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の収益とするが、利益還元金に関する事項（下記6参照）があるため、留意すること。

(2) 利用料金

ア 地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用し、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設等の管理運営業務に要する経費に充てるものとする。

イ 利用料金の額は、施設条例に定める範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて設定するため、収支予算書に明示すること。なお、施設条例に定める利用料金の範囲は、指定管理者の指定の期間開始まで及び指定期間中に改定する場合があるため、利用料金はこれを踏まえて適宜、検討及び再設定するものとする。

ウ 指定管理者は、施設条例に定める範囲内で、利用料金を減免することができる。

エ 指定管理者の業務に係る会計は、指定管理者となる団体の他の会計とは区分して経理し、専用の口座で管理するものとする。

6 利益還元金等に関する事項

施設等の管理運営業務に係る収支決算の結果、利益が生じた場合には、税引前当期純利益の100分の10の額を利益還元金として、指定管理者の会計年度終了後2月以内に市に支払うものとする。

7 応募資格

(1) 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（法人格は不要。以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- カ 国税及び地方税に未納がある者
- キ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれかに該当する者
 - （ア）暴力団員等（新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （イ）暴力団（新見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （ウ）暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者
- （3）複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定し、指定申請の際にグループを構成したことを証する協定書を提出すること。この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
 - イ 当該グループの全構成員が、（1）及び（2）の応募資格を有する必要があること。
 - ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
 - エ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

8 指定の申請の方法

（1）募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年6月7日（月）から令和3年6月18日（金）までの
平日9時から17時まで
- イ 配布場所 下記14の問い合わせ先のとおり
- ウ 配布方法 上記で直接受け取るか、下記14のホームページURLからダウンロードすること。

（2）募集説明会（現地説明会）

- ア 参加手続 令和3年6月11日（金）16時までに、下記14の問い合わせ先あて、法人等名及び参加者名をFAX又は電子メールで連絡後、電話で参加の受付確認を行うこと。
- イ 開催日時 令和3年6月14日（月）14時から
- ウ 開催場所 新見市千屋花見1364番地1
新見市いぶきの里スキー場スキーセンター棟

（3）質問方法

質問がある場合は、令和3年6月18日（金）17時までに、FAX又は電子メールで、下記14の問い合わせ先あて質問すること。送付後、電話で質問の受付確認を行うこと。なお、電話や来訪など口頭での問い合わせは受け付けない。

（4）回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和3年6月23日（水）16時を目

途に募集説明会の参加者及び(3)の質問者あて、FAX又は電子メールで回答する。

(5) 指定申請の受付

指定申請を行おうとする法人等は、次のとおり書類を提出すること。なお、審査の過程で追加資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

ア 指定申請の提出書類

(ア) 指定申請書(様式第1号) 指定手続規則第2条

(イ) 施設の管理に関する事業計画書(様式第2号) 指定手続規則第2条

(ウ) 施設の管理に係る経費の収支予算書

(エ) 定款その他の団体の活動方針を示す書類

① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

② 法人登記事項証明書(法人が応募する場合のみ)

③ グループ構成表及び協定書(グループを構成して応募する場合のみ)

(オ) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における法人等の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(申請の日を含む事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録)

(カ) 申請の日を含む事業年度の直前の年度の国税及び地方税の納税証明書

(キ) 役員の名及び略歴を記載した書類

(ク) 現に行っている業務の概略及び過去2年間に行っていた業務の概略を記載した書類(申請の日を含む事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、現に行っている業務の概略を記載した書類)

① 指定管理者制度により公の施設の管理・運営を行った実績一覧表

(ケ) 欠格事由に該当しない旨の申立書及び暴力団排除のための照会承諾書(様式第3号)

(コ) その他

① 提出部数 正本1部・副本20部(副本は正本の写しとする。)

② 受付期間 令和3年6月15日(火)から令和3年6月30日(水)までの
平日9時から17時まで

③ 提出場所 下記14の問い合わせ先と同じ

④ 提出方法 下記14の問い合わせ先へ持参すること。

9 指定管理者の候補者の選定方法及び審査基準

(1) 資格審査

申請書類の提出後、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者については、申請を受理しない。

(2) 選定方法

市の所管課による聞き取り調査を経て、指定管理者の候補者の選定は、新見市公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で行う。選定委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。この場合、選定委員会の実施時期や場所等については、別途、申請者に連絡する。また、選定委員会は、申請者によるプレゼンテーションも含めて、報道機関に公開して実施する場合がある。

(3) 審査基準

選定委員会では、次の基準により審査を行い、指定管理者候補を選定する。

- ア 事業計画書による施設の運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- エ 上記アからウに掲げるもののほか、施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(4) 選定結果の通知等

選定結果は後日、市の所管課から各申請者に通知する。なお、選定結果の詳細については公表せず、電話等による問い合わせにも一切応じない。

10 指定管理者の指定手続及び協定締結

指定管理者の候補に選定された法人等は、市議会での議決を経た後に指定管理者に指定される。なお、市議会で指定及び予算が議決された後、管理運営の開始までの間に、市と指定管理者は協議の上で、施設の管理運営に係る具体的な項目について協定を締結する。協定は、指定期間全体に関する包括的な「基本協定」、期間ごとに締結する「年度協定」を締結する。

11 管理継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、市は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。
- イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難となったときは、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- ウ 市が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、市は、指定管理料の全部又は一部の支払を行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、市に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。
- エ 指定管理者が指定の取消し等により次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう必要な対応を行わなければならない。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の

継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、指定管理予定候補者として、次点候補者と施設の管理に関する協議を行うことがある。

12 責任の分担に関する事項

市と指定管理者の間における責任分担の方針は別表2のとおりとする。同表中、年度協定で定める指定管理者の責任で行う施設・設備の修繕は1件30万円(税込み)未満とする予定である。なお、同表に定める事項で疑義がある場合又は同表に定めのないものについては、市と指定管理者が別に協議の上で決定するものとする。

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は必要な場合は、申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、新見市情報公開条例(平成17年条例第23号)及び新見市個人情報保護条例(平成17年条例第24号)の規定に基づく、情報公開請求の対象となる。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 申請者の名称、代表者、所在地等は、公表することがある。
- (7) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市産業部商工観光課観光振興係 担当：西山優深

電話：0867-72-6136

FAX：0867-72-6181

メールアドレス：s-kankou@city.niimi.lg.jp

(メールの表題に「新見市いぶきの里スキー場の指定管理の件」と記載すること。)

ホームページURL：

https://www.city.niimi.okayama.jp/business/business_detail/index/2589

別表1 指定管理者が管理を行う施設（設備）

管理施設（設備）

名 称	新見市いぶきの里スキー場
所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	敷地面積 約8.45ha（スキーセンター棟793㎡、倉庫棟155㎡、 自家発電機棟277㎡、造雪機棟517㎡、索道施設3基、圧雪車1台 スノーモービル2台、駐車場4,100㎡） 施設内訳のとおり

施設内訳

（1）スキーセンター棟

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設概要	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上1階、地下1階 約793㎡ 事務室、食堂、厨房、売店、トイレ、脱衣室など

（2）倉庫棟

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	鉄骨造 地上1階 約155㎡ 圧雪車、スノーモービル保管庫、パトロール基地など

（3）自家発電機棟

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	鉄骨造 地上1階 約277㎡ ディーゼル機関発電機 出力499kw 2基、制御盤など

（4）造雪機棟

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	鉄骨造 地上1階 約517㎡ 製氷機 4台、冷凍機 4台、補機など

（5）索道施設

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	第1トリプルリフト 傾斜亘長約404m 第2ペアリフト 傾斜亘長約207m 第3ペアリフト 傾斜亘長約602m

（6）圧雪車

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
設備内容	プリノート 圧雪車 NEW BISONX 1台

（7）スノーモービル

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
設備内容	ヤマハ スノーモービル Venture 2台

（8）駐車場

所 在 地	新見市千屋花見1364番地1
施設内容	駐車場 約4,100㎡、駐車区画183台

別表2 責任分担表

区分	種類	内容	市	指定 管理者
共通	物価又は金利の変動	物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
	法令又は税制の変更	施設管理運営に影響を及ぼす法令変更又は税制変更	○	
		指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な税制変更		○
	不可抗力 ※1	管理業務の市からの休業要請による補償		協議
施設・設備の修繕			○	
管理業務	施設・設備の修繕	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
		上記以外の経年劣化によるもの		
		①大規模な修繕（1件が年度協定において定める修繕費の範囲を超えるもの及び市と指定管理者が協議の上決定するもの） ②上記①以外のもの	○	
	第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
		②上記①以外の事由によるもの	○	
	保険の加入	施設等に係る火災保険等の加入		○
		利用者等に係る保険の加入		
		①指定管理者の自主事業に関するもの ②上記①以外のもの		○
	周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
		②上記①以外のもの	○	

※1 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象

別表3 利用状況、売上高、管理経費実績

施設種別		12月	1月	2月	3月		合計
利用 人数	28年度	3,657	11,648	13,577	3,590		32,472
	29年度	3,678	11,639	10,526	4,172		30,015
	30年度	1,898	8,566	10,970	922		22,356
	01年度	1,695	6,920	7,192	610		16,417
	02年度	2,055	8,922	9,752	284		21,013
売上高 (千円) (利用料金収入等)	区別	チケット	レストラン	レンタル 売店 自販機 その他	除雪	その他	合計
	28年度	60,099	10,041	59,510	278	351	130,279
	29年度	58,319	16,303	54,543	278	370	129,813
	30年度	45,437	11,296	45,300	278	520	102,831
	01年度	32,835	8,342	30,603	273	403	72,456
	02年度	—	—	—	—	—	—
収支等(千円)		H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	備考
収入額 A		130,381	130,196	102,908	79,909	—	
指定管理料		0	0	0	0	—	
売上高		130,279	129,813	102,832	72,456	—	
営業外収入		102	383	76	7,453	—	
その他		0	0	0	0	—	
支出額 B		123,180	125,183	110,629	94,035	—	
人件費		21,743	23,030	23,991	25,509	—	
維持管理運営費		93,263	93,871	78,508	66,700	—	
売上原価		14,577	15,027	12,714	7,530	—	
水道光熱燃料費		17,805	22,570	18,882	24,174	—	
修繕費		13,058	6,980	8,867	3,045	—	※1
委託費		13,303	12,880	6,687	9,799	—	※2
外注費		1,602	3,941	3,825	2,575	—	※3
広告宣伝費		2,709	3,086	3,316	4,996	—	
備品費		663	2,913	1,689	388	—	
その他		29,546	26,474	22,528	14,193	—	※4
営業外支出(支払利息)		8,173	8,200	8,122	1,212	—	
その他		1	82	8	614	—	
収支額 A-B		7,201	5,013	△7,721	△14,126	—	
市の負担額(修繕等) ①		24,016	22,493	27,216	110,153	37,305	※5
市への納入金 ②		5,000	5,720	5,501	0	5,000	※6
市の実質負担額 ①-②		19,016	16,773	21,715	110,153	32,305	
収支・市費負担に関する特記事項							
※1 降雪機1,057、その他1,988千円							
※2 パトロールほか							
※3 R01の内訳：インストラクター1,852、発電機搬入518、その他205							
※4 R01の内訳：通信費1,303、車両費1,113、旅費交通費1,105、消耗品費1,093、保険料767、印刷費712、販売促進費627、租税公課1,657、衛生費607、その他5,209							
※5 R01の内訳：圧雪車41,800、スノーモービル1,244、発電機31,955、造雪機13,838、リフト12,208、法面6,490、その他2,618 R02の内訳：リフト20,777、造雪機6,182、井戸ポンプ2,090、その他8,256							
※6 減価償却相当額(施設賃借料)5,000+利益還元金							

指定申請書

令和 年 月 日

新見市長 戎 齊 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先 担当者名
電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第14号)第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類の内訳

事業計画書

指定を申請する施設名	
管理運営の基本方針	
管理運営の質の向上に関する業務計画	<ul style="list-style-type: none"> 1 サービス向上を図るための具体的な方策 1 利用促進に向けた方策 1 利用者ニーズの把握と管理運営への反映の各方策 1 専門職など職員の配置計画
危機管理に関する業務計画	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害等緊急時の対応 1 事故防止の取組や事故発生時の対応(施設の安全点検計画の策定など) 1 個人情報の保護 1 秘密漏洩防止・情報管理への対応 1 利用者からの苦情への対応
管理運営の効率化に関する業務計画	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定管理料の要望額 1 利用料金の設定額 1 効率的な維持管理計画
管理運営の体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 組織体制 1 施設管理に係る技術的能力(専門職員や専門技術の保有状況)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況 1 障害者等の雇用状況 1 ISOなど環境政策への取組状況 1 男女共同参画に関する取組状況 1 その他

新見市長 戎 齊 様

申請者
所在地
名称
代表者氏名

印

欠格事由に該当しない旨の申立書及び暴力団
排除のための照会承諾書

指定管理者の指定申請に当たり、当団体は次の事項に該当しないことを申し立てます。
また必要な場合には、下記7及び8に関して、岡山県警察本部に情報照会することを承諾します。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により新見市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 新見市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 国税及び地方税に未納がある者
- 7 当団体並びにその代表者及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が次のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等（新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（新見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者
- 8 上記7の各号に掲げる者が経営に実質的に関与している者

新見市いぶきの里スキー場指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、新見市いぶきの里スキー場条例（平成17年条例第177号。以下「施設条例」という。）に基づき、指定管理者が、新見市いぶきの里スキー場（以下「本施設」という。）の管理業務を行うにあたり、その細目及び実施条件を定めるものとする。

2 管理業務に関する基本的事項

指定管理者は、本施設の管理業務を行うにあたり、次の項目に留意すること。

- (1) 市民の健康福祉の増進と地域活性化を図るという本施設の設置目的に沿って管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 利用者の安全を十分図るとともに、サービスの向上に努めること。
- (4) 効率的な管理、運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 常に善良な管理者の注意をもって管理運営を行うこと。
- (6) 事業計画書等に基づき適正な管理運営を行うこと。
- (7) 交流人口の拡大に向けて、年間を通じた施設の活用を実施すること。
- (8) 地域住民、地域組織、地域事業者と良好な関係を維持すること。
- (9) ごみ、CO₂の削減及び省エネルギー対策など、環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (10) 新見市長杯スキー・スノーボード大会等の市が関与する事業が実施される場合は、全面的に協力すること。
- (11) 本仕様書に定めることのほか、次の各項に掲げるもの及び施設の管理、運営上必要な法令等を遵守し、基本協定及び年度協定に沿って管理を行わなければならない。なお、指定管理期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

ア 地方自治法（昭和22年法律67号）及び同施行令（昭和22年政令第16号）

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び同施行規則（昭和62年省令第6号）

ウ 新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第14号。以下「指定手続条例」という。）

エ 新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する規則（平成17年規則第13号）

オ 新見市いぶきの里スキー場条例

カ 新見市いぶきの里スキー場条例施行規則（平成17年規則第151号。以下「施設規則」という。）

キ その他運営管理に適用される法令

業務にあたっては水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭

和 39 年法律第 170 号)、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)、新見市情報公開条例(平成 17 年条例第 23 号)、新見市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 24 号)、新見市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 32 号)、その他関係法規、条例及び規則等を遵守すること。

3 管理業務を行う施設等

指定管理者が管理業務を行う施設(以下「管理施設」という。)は、別表 1 記載の施設及び当該施設に付随する設備とする。

4 管理施設に関する特記事項

市は、指定管理の期間中、管理施設の修繕等について、次の項目のとおり取り扱うので留意すること。

(1) 自家発電機棟

発電機、制御盤など設備の保守・修繕は実施しない。また、リースも行わない。

(2) 造雪機棟

令和 3 年度に制御装置(シーケンサー)、変圧器、給水加圧ポンプの修繕を行い、その他の設備の保守・修繕は実施しない。

(3) その他の施設及び設備

市が必要と認める修繕を実施する。

5 管理の基準

(1) 利用時間

施設条例第 6 条の規定による。

(2) 利用時間の変更

指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(3) 利用の許可

ア 施設条例第 7 条の規定による。

イ 指定管理者は、施設の利用許可にあたり、利用者の平等な利用を図り、恣意的な許可を行わないものとする。

(4) 利用者への指示

施設条例第 8 条の規定による。

(5) 利用の制限

施設条例第 9 条の規定による。

(6) 利用料金

ア 施設条例第 11 条の規定による。

イ 利用料金の設定又は変更

指定管理者は、利用料金を定めようとするとき又は利用料金を変更しようとする

るときは、施設規則第3条の規定により、市に承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

(7) 利用料金の減免

ア 施設条例第12条の規定による。

イ 指定管理者は、自ら利用料金の減免基準を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、市に承認申請書を提出し、承認を得るものとする。

(8) 情報公開

ア 指定管理者は、管理業務の実施に関して保有する情報について、新見市情報公開条例の規定に準拠し、情報公開に係る規程を整備する等情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 市は、前項の情報に関する文書であって、市が保有していないものについて、その開示の請求があったときは、指定管理者に対して当該文書の提出を求めて、当該請求に対応することができるものとする。

(9) 個人情報の取扱い

指定手続条例第16条の規定によるもののほか、次のとおりとする。

ア 指定管理者は、管理業務を実施するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、保有する個人情報は目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

イ 指定管理者は、管理業務を実施するために市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を、その目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 指定管理者は、個人情報のデータを施設外に持ち出したり、個人情報の取扱業務を第三者に委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りでない。

(10) 秘密の保持

指定管理者は、管理業務の実施に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消し、又は解除された後においても、同様とする。

(11) 保険の加入

ア 指定管理者は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」（以下「当該保険」という。）の被保険者とみなされ、管理施設の指定管理業務を行う場合は、当該保険の賠償責任保険の対象となる。ただし、指定管理者が行う自主事業、通常使用する区域外での事案については保険対象外となるため、自らの負担でスキー場入場者保険等に加入するものとする。

また、指定管理者が、当該保険の対象とならない損害（個人情報漏えい等）を補償対象とする必要があると判断する場合や、当該保険の支払限度以上の補償を確保する必要があると判断する場合も、自らの負担で保険に加入するものとする。

(ア) 当該保険対人賠償限度額 1人につき2,000万円 1事故につき2億円

(イ) 当該保険対物賠償限度額 1事故につき1,000万円

イ 指定管理者は、前項の規定により自らの負担で保険に加入しようとする場合に

は、あらかじめ、当該保険の内容について市に報告しなければならない。

ウ 指定管理者は、アの規定により保険に加入した場合は、その旨を証する書類を市に提出しなければならない。

6 業務内容

(1) 主な業務

- ア 施設利用の申込受付、案内
団体利用、ゲレンデ情報提供、問い合わせ対応
- イ 利用料金の収受事務（リフト券の販売）
販売員、収受、日計集計、割引対応等
- ウ 施設利用料の減免に関する手続
- エ ゲレンデパトロール
ゲレンデ内の巡回、利用客の誘導等
- オ リフトの運行业務
- カ ゲレンデの整備
下刈り、滑走コースの整備等
- キ 広告・宣伝、情報提供・案内等
リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布、広告媒体、ホームページの更新等による広告宣伝、催事情報の提供
- ク 警備業務
- ケ 除雪業務（本施設必要箇所、市道新見千屋温泉1号線）
- コ 駐車場等の管理及び不法利用者等への指導
- サ 火災報知器、消防設備等機械設備等の管理
- シ 利用施設の清掃及びゴミの収集と処理
- ス 各種キャンペーンの実施

(2) 施設の運営

- ア 業務の適正な実施のため、必要な職員を配置すること。
リフト係員、ゲレンデパトロール員、リフト券販売員、駐車場係員等
- イ 運営に支障をきたさないよう職員の勤務形態を構築すること。
- ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な知識の習得、経験を積むことができる内部研修を実施する、又は、外部研修へ参加させること。
- エ 利用者の安全確保に関すること。
危険箇所の確認、案内版の設置、指定区域の設置、危険物の確認、撤去等
- オ 施設賠償責任保険・傷害保険等必要な保険に加入すること。
- カ 経理業務、受付・予約業務、帳簿作成業務、その他運営に必要な業務を実施すること。

(3) 施設及び設備の維持管理

- ア 適正な運営のため、以下の設備等に関する保守管理を行うこと。
 - (ア) 専用水道設備
 - (イ) 合併浄化槽設備

(ウ) 自家用電気工作物及び小規模自家用電気工作物

(エ) 消防設備

イ 駐車場の維持管理

ウ 建物の維持管理

常に良好な状態に保つこと。

エ リフト運転室、監視室及び倉庫の維持管理

安全運行を保つため、機器等の日常点検

オ 業務に関する諸手続、資格等の届出

カ 業務の報告、記録

キ その他本仕様書の目的、方針に基づき必要な業務

(4) 索道の管理運営

ア 索道施設は鉄道事業法第33条に基づく同法施行規則第45条の規定により許可された事業であるため、下記事項等を遵守すること。

(ア) 安全管理規程（索道施設の維持及び運転業務の実施に関する規程）の策定

(イ) 安全統括管理者の選任、届出

(ウ) 鉄道事業法施行規則第77条及び第78条に規定する索道技術管理者の選任、届出

(エ) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第4条に規定する「索道運転取扱細則」及び「索道施設整備細則」の制定、届出

(オ) 鉄道事業法施行規則第38条に規定する受委託の許可申請

(カ) 鉄道事業法施行規則第52条に規定する索道事業の再開

(キ) 鉄道事業法施行規則第51条に規定する索道事業の停止

イ 索道施設の変更等鉄道事業法、索道施設に関する技術上の基準を定める省令による変更を必要とする場合は双方協議し、変更許可申請をすること。

ウ その他索道施設の運営について

(ア) リフト係員等の安全運行、接客マナー等の教育を随時実施すること。

(イ) 索道技術管理者等の技術向上と必要な知識の習得のため、運輸局及び各地区索道協議会が実施する研修会に参加させること。（年各1回程度、シーズン前）

(ウ) 索道施設保守管理業務のため、以下の職員をスキー場専任で配置すると。
安全統括管理者（索道技術管理者との兼務可）

索道技術管理者1名

索道技術管理員1名

(エ) 施設賠償責任保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。

(オ) リフト券の管理、売上金、つり銭等現金の適正な管理を実施すること。
精算、売上日計、在庫管理、現金の安全輸送、夜間金庫利用等

(カ) ゲレンデ整備等を常に実施し、利用者の安全とサービスに努めること。

(5) 自主事業の運営

ア 新見市スキー関係団体及び地元団体等と協力して事業の展開を図ること。

イ 事業の実施の際は、新見市と協議の上実施すること。開催にあたっての経費

は指定管理者が負担する。

7 責任の分担

施設の修繕等管理業務の実施に関する甲と乙との責任の分担は、別表2に定めるとおりとする。

- (1) 別表2に記載する大規模な修繕の内、1件が年度協定において定める修繕費の範囲を超えるものは、市が負担する。
- (2) 1件が年度協定において定める修繕費の範囲内であっても、市と指定管理者が協議の上決定したものは、市が負担する。
- (3) 別表2に定める事項で疑義がある場合又は同表に定めのないものについては、市と指定管理者があらかじめ協議の上で決定するものとする。

8 安全管理計画

- (1) 指定管理者は、緊急事態が発生した場合に備えて安全管理計画を作成するものとする。
- (2) 安全管理計画には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 責任者、担当者
 - イ 安全管理点検項目
 - ウ 利用者・従業員の事故防止対策
 - エ 事故発生時の対応
 - オ 避難経路、避難訓練
 - カ 連絡体制、役割分担
 - キ 防犯対策
 - ク 個人情報漏洩防止対策
 - ケ 従業員の研修
 - コ その他

9 期間事業計画

(1) 期間事業計画書の作成

指定管理者は、指定申請書に添付した事業計画書のほかに、指定期間中の各期間における管理業務に係る事業計画書を作成し、翌期間分の事業計画書を毎年12月末日（指定期間の1期に係る事業計画書にあっては、1期の開始日の属する月の末日）までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 前項の期間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 管理体制の計画
- イ 管理業務の実施計画
- ウ 管理業務に係る収支予算（損益予算書）
- エ 年間を通じた施設の活用計画
- オ 自主事業の計画
- カ その他管理に関し甲が必要と認める事項

(3) 期間事業計画書は、市が別に定める様式によるものとする。

10 指定管理者に対する監督・監査

指定手続条例第10条の規定により、市は、指定管理者に対して、指定管理業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

11 事業報告

(1) 事業報告書の作成

指定管理者は、指定管理条例第9条の規定による事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

ア 事業報告書には、指定管理者条例第9条に規定するもののほか、次の内容を記載した書類を添付するものとする。

(ア) 損益計算書、貸借対照表

(イ) 連結決算を採用している法人は指定管理施設の個別決算書

(ウ) 管理業務評価書

イ 事業報告書は、指定管理者規則に定める様式によるものとする。

ウ 管理業務評価書は、市が別に定める様式によるものとする。

(2) 管理業務評価書の作成

ア 指定管理者は、毎期間終了後、当該期間の管理業務の実施状況について、管理業務評価書により自己評価を行うものとする。

イ 市は、指定管理者による自己評価の結果を踏まえ、事業報告書、立入検査結果等を参考に、管理業務の実施状況の評価を行い、必要に応じてその結果を公表できるものとする。

ウ 市は、評価の結果、改善が必要な場合には改善指示を行うほか、改善計画書の提出を求めることができるものとする。

(3) 最終評価の実施

ア 市は、指定管理期間の最終年度に指定期間全体を通して最終評価を行う。

イ 指定管理者は、毎期間終了後に提出する管理業務評価書に加え、指定管理期間全体の管理業務の実施状況について、管理業務評価書により自己評価を行い、市に提出するものとする。

12 その他

(1) 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議を行い、これに基づき指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」を締結する。